

PICASSO 会則

第1章 総則

第1条 (名称)

本会は、PICASSO (以下研究会) と称する。

本会は、ひがし循環器クリニック (〒440-0836 愛知県豊橋市飯村町字浜道上1-1) に事務局をおく。

第2条 (目的)

本研究会は、血管内診断法の診断技術向上と普及・発展によって、心血管インターベンションの診断・治療の向上を図ることを目的とする。

第3条 (事業)

本研究会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 講演会、症例検討会の開催と記録保存。
- ライブデモンストレーションの開催。
- 会員相互の連絡及び交流。
- その他本研究会の目的を達成するために必要な事業。

第2章 会員

第4条 (会員)

- 本会の目的に賛同する医師・コメディカルによって構成する。

第3章 役員

第5条 (役員)

本研究会は次の役員を置く。

- 代表世話人 数名
- 世話人 数名
- 会計監査 1名(世話人が兼任可)
- 事務局代表 1名(会計を併設)

第6条 (選任)

本研究会の役員は、次の各項によって選任される。

- 代表世話人は、世話人会において世話人より選任される。
- 世話人は、自らその意志を代表世話人に表明しているものについて、世話人会で選任する。
- 会計監査は、世話人会により選任される。
- 事務局代表は、世話人会により選任される。

第7条 (任期)

- 本研究会の役員任期は2年とし再任を妨げない。
- 業務に関しては、引継ぎの日まで執行しなければならない。
- 連続して2年以上世話人会に欠席したものは辞退したものとみなす。

第8条 (職務)

本研究会の役員は、次の職務を遂行する。

- 代表世話人は、本研究会を代表すると共に運営を統括する。
- 世話人は世話人会を組織し、本研究会の維持と発展に努める。
- 会計監査は、会計を監督する。
- 事務局代表は、事務局の業務を統括する。

第9条 (報酬)

本研究会の役員は、無報酬とする。

第4章 世話人会

第10条 (規定)

1. 本研究会は研究会の会務を行うために、世話人会を設置する。
2. 世話人会は、世話人によって構成する。
3. 代表世話人は定期または必要に応じて世話人会を招集する。
4. 世話人会の議長は代表世話人が行う。
5. 事務局代表及び事務局代表代行は、議事録作成のため世話人会に出席する。

第5章 顧問

第11条 (顧問)

1. 本研究会は研究会の円滑な運営を補佐して戴く顧問をおくことができる。
2. 本研究会の顧問は無報酬とする。

第6章 経費・会計

第12条 (収入)

- 本研究会の事業遂行に要する経費は、参加費、広告掲載料、展示料、協賛金その他の収入をもって支弁する。
1. 参加費は5,000円(コメディカル:2,000円)とするが、開催内容によっては世話人会で別途定める。

第13条 (会計と会計報告)

1. 本研究会の会計は事務局が当たり、会計報告は代表世話人が世話人会で報告、監査を受け、その承認を経た後に公開する。
2. 本研究会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 事務局

第14条 (設置と執務)

1. 本研究会の事務局は事務局代表の所属する施設内に置く。
2. 事務局は開催事業の準備・名簿作成保管・世話人会議事録作成保管・研究会開催記録保管・収支報告を行う。
3. 代表世話人の任期満了後は速やかに業務を移管し、円滑な運営を図る。

第8章 補則

第15条 (参加費の改定)

本研究会の参加費は世話人会で改定できる。

第16条 (細則)

本研究会の運営に必要な細則は世話人会により別途定めることができる。

第17条 (会則の改定)

本会則の改正は、世話人会の議決を要する。

第18条 (会則の施行)

本会則は2014年4月1日より施行する。